

養子縁組 ～やっぱり逃れられない相続税編～

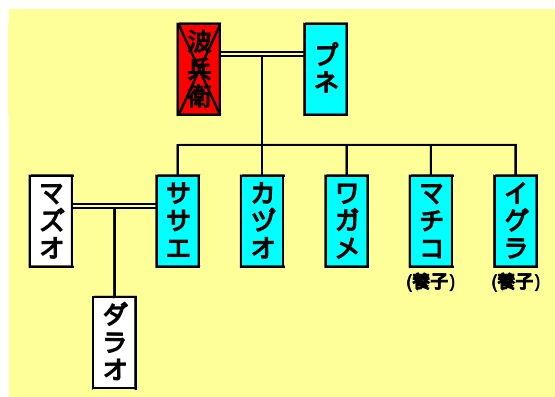
相続税には相続人1人につき1,000万円の基礎控除があります(その他に全体で5,000万円)。また財産をもらえばもらうほど税率が高くなる累進課税方式を採用しています。

それなら大量に養子縁組をすれば・・・そうです。節税です。昔は。

現在は法律が改正され、相続税の計算上認められる養子の数は、実子がいる場合には1人、実子がいらない場合は2人が上限となっています。それでは実際に見てみましょう。

なおここでは民法上の相続分を相続分、相続税上の相続分を法定相続分と呼びます。

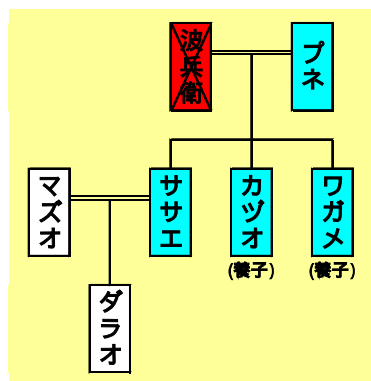
〔図1〕養子が2人いる場合



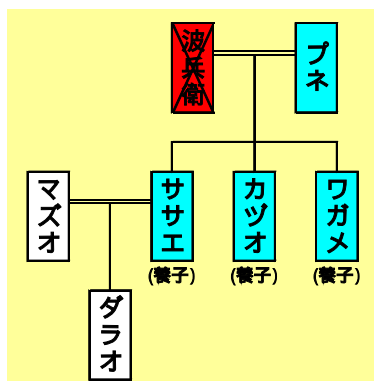
相続分は	法定相続分は
プネ 1/2	プネ 1/2
ササエ $1/2 \times 1/5 = 1/10$	ササエ $1/2 \times 1/4 = 1/8$
カツオ $1/2 \times 1/5 = 1/10$	カツオ $1/2 \times 1/4 = 1/8$
ワガメ $1/2 \times 1/5 = 1/10$	ワガメ $1/2 \times 1/4 = 1/8$
マチコ $1/2 \times 1/5 = 1/10$	マチコ $1/2 \times 1/4 = 1/8$
イグラ $1/2 \times 1/5 = 1/10$	イグラ $1/2 \times 1/4 = 1/8$

となります。

〔図1〕



〔図2-1〕



〔図2-2〕

〔図2-1〕実子がいる場合

実子がいる場合に認められる養子は1人です。

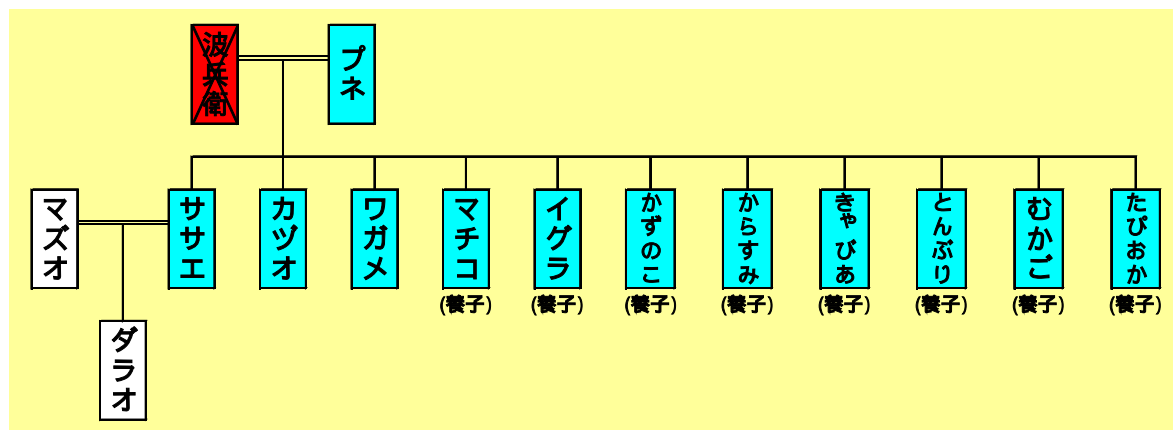
〔図〕実子がいらない場合

実子がいらないので認められる養子は2人です。

これらの場合の法定相続分は

プネ	1/2
ササエ	$1/2 \times 1/2 = 1/4$
カツオ・ワガメ	$1/2 \times 1/2 = 1/4$

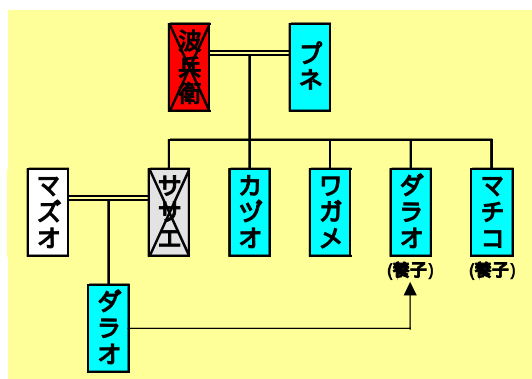
(〔図2-2〕はササエ・カツオ・ワガメで2人) となります。



〔図3〕

〔図3〕養子を増やしても・・・

実子がいるケースに該当しますので、この場合の法定相続分は全ての養子に対して1人分しか与えられません。結論は〔図1〕と同じになります。



〔図4〕

〔図4〕代襲相続かつ孫養子

これは前回の〔図 - 〕を少し変えたものです。

ダラオは養子と代襲相続人の二つの身分を持つことになるという話でした。

それでは養子の考え方はどのようになるでしょう？

この場合は代襲相続人の身分を優先するため、養子はマチコのみと考えます。

法定相続分は

ブネ	$1/2$
ダラオ	$1/2 \times 1/5 + 1/2 \times 1/5 = 1/5$
カツオ	$1/2 \times 1/5 = 1/10$
ワガメ	$1/2 \times 1/5 = 1/10$
マチコ	$1/2 \times 1/5 = 1/10$ となります。

大量に養子縁組したら子ども手当がいっぱいもらえそうです・・・ちなみに子ども手当には税金はかかりません。